

# 肝臓機能障害の認定方法について

# 身体障害者手帳制度における肝臓機能障害について(概要)

## 1. 経緯

- ・ 肝臓機能障害の評価に関する検討会(平成20年10月27日設置、計7回開催)において、認定基準等について議論。
- ・ 同検討会が、「肝臓機能障害が重症化し、治療による症状の改善が見込めず回復困難になっているものについては身体障害の対象となる」との報告書を取りまとめる。(平成21年8月24日)
- ・ 疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会(平成21年9月11日)において、認定基準も含め、肝臓機能障害を身体障害者手帳の交付対象範囲に追加することについて了承。
- ・ 身体障害者福祉法の政省令の改正案を12月に公布し、平成22年4月から施行。

## 2. 対象者

- ・ 肝臓機能障害となった原因は問わず、また、その障害程度等級は、身体障害者福祉法の考え方の下、これまで対象とされてきた他の内部障害の等級も参考として、1級から4級までの障害として認定。

(参考1) 身体障害者福祉法に基づく身体障害の考え方

以下の考え方に合致するものを、身体障害の対象としてきている。

- ① 身体機能に一定以上の障害があること
- ② 永続する障害であること
- ③ 日常生活が著しい制限を受ける程度であること

(参考2) 認定基準の考え方について

- ・ 国際的な肝臓機能障害の重症度分類「チャイルド・ピュー分類」による血液検査等の値に応じた「点数」等を踏まえ、3段階のうち最重度の「グレードC」に該当する患者が対象。これに日常生活の制限の程度を考慮して、1級～4級までを認定。

## 認定基準の考え方

### 重症の肝機能障害

<一定の障害の永続>

○ Child-Pugh分類グレードCの状態が一定期間(3ヶ月)継続していることを確認

チャイルド・ピュー

<日常生活活動の制限>

○ 日常生活活動の制限を示す項目(日常生活の制限、臨床症状等)の確認

### 【肝機能障害重症度分類 (Child-Pugh 分類)】

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度(I~II)	昏睡(III度以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン(g/dl)	>3.5	2.8-3.5	<2.8
PT(プロトロンビン)時間(%)	>70%	40-70%	<40%
総ビリルビン値(mg/dl)	<2	2.0-3.0	>3

グレード A: 5~6点    グレード B: 7~9点    グレード C: 10~15点

項目(血清アルブミン値等)の値・状態に応じた点数の総計により、A,B,Cの3段階のグレードが決定。点数の総計が高いほど重症。

### 【項目の例】

<日常生活活動の制限と関連のある臨床症状>

- a 血清総ビリルビン値が5.0mg/dl以上
- b 血中アンモニア濃度が150ug/dl以上
- c 血小板数が50,000mm<sup>3</sup>以下
- d 原発性肝がん治療の既往
- e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往
- f 胃食道静脈瘤治療の既往
- g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染
- h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある
- i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
- j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある

# 肝臓機能障害の身体障害者手帳交付台帳登載数の推移

